

景品表示法への課徴金制度の導入に対するパブリック・コメント

2014年9月4日

国民生活委員会 消費者法部会

不当景品類及び不当表示防止法（以下、景品表示法）への課徴金制度の導入については、本年4月に、消費者委員会の「景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等に関する専門調査会」が公表した中間整理に対して経団連として提言をとりまとめ建議した。その後、専門調査会の答申を踏まえ、消費者庁が作成した制度案概要が公表され、今般、パブリック・コメントに付されたところであるが、この制度案では、経団連が4月の提言で指摘した問題点について対応されていない。

経団連として、景品表示法へ課徴金制度を導入すること自体に反対してはいないが、現在の制度案は未だ大きな課題が残されている。本年7月に施行された景品表示法の一部を改正する法律本則第4条においては「施行後1年以内に…検討を加え、必要な措置を講ずる」とされていることから、拙速な立法を避け、公益代表・消費者代表・事業者代表それぞれの意見を踏まえながら、引き続き慎重に検討を重ねるべきである。意見の詳細については、本年4月の提言で説明している通りであるが、改めて、下記の点を中心に制度案の見直しを強く求める。

記

故意に消費者を混乱させ、優良誤認あるいは有利誤認を引き起こすことを知りながら違法表示を行うような悪質な行為を抑止する手段として課徴金制度は検討に値する。しかし、今般提案されている制度案は、その趣旨を超えて健全な事業活動まで萎縮させる懸念があり、慎重に見直す必要がある。

1. 課徴金制度の対象から不実証広告を除外すべきである。

制度案では、不実証広告規制にかかる表示についても課徴金を課す対象

としているが、不実証広告規制はあくまでも違法表示の早期排除を目的とする措置命令の対象として「優良誤認」と「みなす」ものである。課徴金制度は、措置命令と異なり違反行為の迅速な差し止めや誤認の可能性の排除といった目的をもつ緊急的な措置ではない。著しく優良であるという誤認を生じさせているという要件を満たしているかが確定していない表示行為に対して課徴金という重い行政処分を課すことは不適當であり、課徴金賦課の対象は、あくまでも著しく優良あるいは有利であるという誤認を生じさせるという要件を満たした表示行為に限定すべきである。

2. 故意・重過失の事案に限定して課徴金を課すこととともに、故意・重過失の立証責任は処分者が負うべきである。

違法行為の抑止を目的として課徴金制度を導入するのであれば、事実と違うことを知りながらあえて不当表示をする事案や事実と違うことを知らないことについて相当の注意を著しく怠ったと認められる事案など、故意・重過失の事案のみを対象とすることで足りる。課徴金の対象を故意・重過失の事案に限定すべきである。

また制度案では「違反行為を行った事業者が自らが注意義務を尽くしていたことの証明があったとき」に課徴金賦課の対象から除外するとされているが、立証責任を事業者側に転嫁するような制度設計は余りに一方的である。このような仕組みは、事業者の正当な防御権を確保する観点から大きな問題があり、強く反対する。課徴金を課すべき違法行為があったことの立証責任は、不利益処分を課す行政が負うべきである。

3. 処分前に充実した手続保障を設けるべきである。

課徴金納付命令によって名宛人となる事業者に大きな社会的・経済的不利益がもたらされることになることに鑑みて、改正独占禁止法と同様に、中立的な立場の手続管理官によって主宰される充実した処分前手続を制度化すべきである。

4. 事業者の自主的な取り組みを尊重する仕組みとすべきである。

消費者に誤解を生じさせるおそれがある表示が付された商品やサービス

について、事業者が自主的に返金・交換・表示の内容に商品又は役務を一致させるなどの対応を行うなど、事業者による自主的な対応を尊重する仕組みとすることが望ましい。課徴金の免除対象には金銭交付以外の交換等の費用も返金額に含まれることとすべきである。また、自主返金を促す観点から、自主的に返金した額が課徴金額に達しなかった場合の課徴金額は、当初計算された課徴金額から自主的に返金した額を減算する仕組みとすべきである。仮に、金銭交付以外の交換等の費用を課徴金免除の要件とできない場合においても、消費者保護のために事業者が行った自主的な対応について、賦課金額算定時における売上額から控除するか、売上額に含めない等の方法により、売上高の算出の場面で考慮すべきである。

なお、自主返金の額が課徴金額に達しなかった場合などに、独立行政法人国民生活センターに寄附を行えば、課徴金納付命令が出されない仕組みが提案されており、さらにその寄附金を原資とする助成金制度が検討されている。制度の詳細は公表された資料からは明らかではないが、不当な表示を防止するための方策として課徴金制度を導入するという政策目的と合致するものであるのか、強い疑問を禁じえない。寄附制度及びそれに付随する助成金交付制度については、課徴金の制度趣旨を踏まえ、慎重に検討すべきである。

以上